

告示

埼玉県選挙管告示第六十四号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は欠けた場合その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和三年十月十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田昭文

選挙区名	職務	住所	氏名
第一区	選挙長	埼玉県川越市旭町三丁目十七番地六十一	岡田昭文
第二区	選挙長の職務を代理すべき者	埼玉県白岡市新白岡五丁目十九番十二号	鈴木一真
第三区	選挙長	埼玉県三郷市早稲田三丁目四番地一号棟百十号	山下勝矢
第四区	選挙長の職務を代理すべき者	埼玉県さいたま市緑区東浦和九丁目十六番地二十三	相子知行
第五区	選挙長	埼玉県川越市大字古市場四百六十番地六	山根隆治
第六区	選挙長の職務を代理すべき者	東京都東久留米市学園町一丁目一番九ー百十七号ライオンズガーデンひばりが丘学園町	田中秀一
第七区	選挙長	埼玉県川越市大字的場五百六十一番地九	福永信之
第八区	選挙長の職務を代理すべき者	埼玉県上尾市緑丘一丁目六番二十八ー八号	畔上兼彰
第九区	選挙長	埼玉県行田市長野一丁目十一番十六号	梶一之
第十区	選挙長の職務を代理すべき者	埼玉県川越市新宿町二丁目三番十三号	古川由夏